

災害に関する税制上の措置について

平成 28 年熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

平成 29 年度税制改正において、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者・被災事業者の方々の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応が手当されるよう、災害税制が整備され、常設化されたところです。

また、平成 28 年熊本地震による災害により被害を受けた方については、税金（国税、県税、市町村税）の特例の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、以下の関係機関のホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせください。

国 税 に 関 す る こ と

- 国税の特例措置として、「納税の猶予」、「所得税の軽減」、「相続税・贈与税の免除又は軽減」、「被災自動車にかかる自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- 減免にあたっては確定申告が必要です。詳しくは、最寄りの税務署（裏面参照）にお問い合わせください。

【国税庁熊本国税局ホームページ】 URL : <https://www.ntago.jp/kumamoto/topics/saigai/index.htm>

【総務省行政評価事務所ホームページ】 URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

県 税 に 関 す る こ と

- 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免措置があります。減免については原則として被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2か月以内に申請する必要があります。
- 詳しくは、最寄りの県の機関等（裏面参照）にお問い合わせください。

【熊本県ホームページ】

URL : <http://www.pref.kumamoto.jp/>

市 町 村 税 に 関 す る こ と

- 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年中の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- いずれも申請期限が設けられています。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

【県内の税務署一覧】

税務署名	電話番号	管轄区域
阿蘇税務署	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草税務署	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土税務署	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池税務署	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西税務署	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東税務署	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名税務署	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉税務署	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代税務署	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿税務署	0968-44-2181	山鹿市

【熊本県の関係機関一覧】

名称	電話番号	税の種別	管轄区域
県央広域本部	096-352-4111	個人事業税 不動産取得税	熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、 上益城郡
県北広域本部	0968-25-4124		荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、 合志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、 阿蘇郡
県南広域本部	0965-33-3180	自動車税	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、 葦北郡、球磨郡
天草広域本部	0969-22-4239		天草市、上天草市、天草郡
自動車税事務所	096-368-4020	自動車取得税 自動車税	熊本県全域

熊 本 県

総務部 市町村・税務局

税 務 課

電話：096-333-2100

FAX：096-387-4901